



令和7年5月  
農業委員会議事録

飯山市農業委員会



日 時 令和7年5月26日(月) 午後1時30分開会  
場 所 飯山市役所 4階 全員協議会室

出席及び欠席者 別紙のとおり

議事録署名委員 議席番号 19番 小林 嘉之 委員  
議席番号 21番 廣川 順一 委員

農地議案審議 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について  
議案第3号 農用地利用集積計画の決定について  
報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理に  
ついて



## 別紙

出欠	議席 番号	氏名	住所	備考
出席	1	飛澤正志	飯山市大字飯山 2566 番地 1	
欠席	2	大口昂帝	飯山市大字南町 17 番地 3	
欠席	3	高澤富士子	飯山市大字飯山 11492 番地 224	
出席	4	松澤孝	飯山市大字静間 1744 番地	
出席	5	武田一清	飯山市大字蓮 3378 番地	
出席	6	岡田忠治	飯山市大字其綿 406 番地	
出席	7	西條亀美夫	飯山市大字天神堂 196 番地	
出席	8	望月晃一	飯山市大字瑞穂豊 609 番地	
出席	9	藤本英喜	飯山市大字瑞穂 579 番地 1	
出席	10	清水敏明	飯山市大字旭 734 番地 1	
出席	11	小嶋清子	飯山市大字旭 6181 番地 4	
出席	12	清水勝	飯山市大字旭 4873 番地	
出席	13	春日孝利	飯山市大字緑 1358 番地	
出席	14	嶋津正道	飯山市大字緑 1334 番地 3	
出席	15	沼田浩子	飯山市大字照里 437 番地	
出席	16	石田慶子	飯山市大字照里 954 番地 1	
出席	17	福澤千鶴	飯山市大字常盤 554 番地	
出席	18	足立久子	飯山市大字常盤 5657 番地 1	
出席	19	小林嘉之	飯山市大字常郷 2996 番地	
出席	20	金崎恵	飯山市大字豊田 803 番地	
出席	21	廣川順一	飯山市大字照岡 649 番地 4 の 2	
出席	22	市村孝	飯山市大字一山 2888 番地 1	



事務局長	皆様お疲れ様でございます。時間になりましたので、ただいまより5月の農業委員会総会を始めさせていただきます。会長よりご挨拶をよろしくお願ひします。
会 長	<p>田植えのお忙しいところ集まっておいただきましてありがとうございます。そして先月の総会には私事で膝の手術がありまして欠席させていただきました。大変ご迷惑をおかけいたしました。申し訳ございませんでした。その分清水職務代理がしっかり代理を務めていただいたということで感謝申し上げます。ありがとうございます。</p> <p>つい最近ですがひょうが降りましたというお話を聞いたことがございますか。中野市や須坂市、山ノ内町でひょうの被害がございました。中野市が一番多くて1億6000万円ぐらい、山ノ内町が2000万円ぐらいということで、合計で1億8000万円の損害だということです。</p> <p>23日までの被害調査でその金額が出ております。10分やそこらで降ったひょうにこれだけの被害が出るということです。露地物の宿命といいますか、天候に左右されるところは本当にそういうことなんだなと実感いたしております。今日の情報交換では新規就農者のことについて話し合いたいと思います。その後、情報委員会がございますので、できるだけ早い時間帯に終了できればと思いますが、皆様のご協力をよろしくお願ひしたいと思います。</p>
議 長	<p>事務局より経過報告をお願いします。</p> <p style="text-align: center;"><b>【事務局より資料に基づき経過報告】</b></p>
議 長	事務局より欠席委員の報告をお願いします。
事務局	2番大口委員、3番高澤委員です。
議 長	<p>議事録署名委員の指名を行います。</p> <p>飯山市農業委員会会議規則第8条第1項に規定する議事録署名委員ですが、こちらから指名させていただきます。</p> <p>それでは、議席番号19番 小林委員、21番 廣川委員にお願ひいたします。</p>
議 長	<p>これより、農地議案審議に入ります。</p> <p>議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」</p> <p>事務局より議案の朗読と説明をお願いします。</p>
事務局	<p>今月の農地法第3条の許可申請は5件です。</p> <p>議案第1号について、受付番号9番～13番は所有権移転に関する件にな</p>



<p>事務局</p>	<p>ります。  <b>【 所有権移転 受付番号9番～13番                  議案書をもとに朗読と説明 】</b>                  ご審議をお願いします。</p>
<p>議長</p>	<p>ありがとうございました。それでは担当地区の委員さんから補足をお願いします。9番の補足説明をお願いします。</p>
<p>9番</p>	<p>譲渡人の△△さんは、先ほどの事務局の説明のとおり99歳で一人暮らしをされているんですが、譲受人〇〇さんは、現在は田んぼと畑をやっていて、畑の方はずっと前から借りて蕎麦を作ってきたみたいです。説明あった通り親戚関係ということで、田んぼと畑の現地調査をさせてもらいましたけど、きれいに耕作されているので問題ないと思います。</p>
<p>議長</p>	<p>10番の補足説明をお願いします。</p>
<p>21番</p>	<p>先ほど事務局から話あった通りです。譲受人の〇〇さんは東京と温井を行ったり来たりして仕事をしてまして、9月にこちらの方に住所を移すそうです。現在61歳で夫婦でやりたいとのことでした。奥さんの方が乗り気で農業をやりたいようなこととお話しておりました。現在田んぼはもう耕作しておられまして、代かきしてありました。畑の方もすぐ裏にあるんですが、そこももうマルチがかかっています。本人には直接お会いできなかったんですが、電話でそんな話をさせていただきました。現地も確認して別に問題ないと思います。</p>
<p>議長</p>	<p>11番の補足説明をお願いします。</p>
<p>9番</p>	<p>譲渡人の△△さんと譲受人の〇〇さんに話をきいてまいりました。同じ地区に居住しているため、顔見知りということです。現地を確認しまして特に問題はございません。</p>
<p>議長</p>	<p>12番の補足説明をお願いします。</p>
<p>6番</p>	<p>譲渡人の△△さんの家の目の前の土地になります。面積が68㎡で、どちらかというと譲受人の〇〇さんの家の庭みたいなところですが、庭の前に畑があるといった感じで、弟さんとお話したんですが小さい農地だけど家の目の前にあるということで家庭菜園みたいなのをやりたいということでした。</p>
<p>議長</p>	<p>13番の補足説明をお願いします。</p>



<p>9 番</p>	<p>譲受人の〇〇さんとは会えなかったんですが、実際田んぼを見てきました。遊休農地になっています。両者とも同じ地区で居住していますし事務局の説明通りで特に問題もないと思います。</p>
<p>議 長</p>	<p>ご意見、ご質問がございましたらお願いします。 推進委員の皆さんは何かご意見ありますか。 それでは採決に入ります。原案のとおり賛成の方は挙手願います。</p> <p>(全員挙手)</p>
<p>議 長</p>	<p>全員賛成ですので、議案第1号は原案のとおり決定いたします。 次に議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」事務局より議案の朗読と説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>農地法第5条の許可申請は、取り下げとなります。 【受付番号 3番 取下げ】</p>
<p>議 長</p>	<p>農地法第5条の規定による許可申請は取下げです。 次に議案第3号「農用地利用集積計画の決定について【貸借】」事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>【 貸借 (中間管理) 受付番号 116番～140番 受付番号 143番～173番 追加議案 議案書をもとに朗読と説明】 以上の計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは採決にはいります。</p>
<p>議 長</p>	<p>議案第3号「農用地利用集積計画の決定について【貸借】」原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
<p>議 長</p>	<p>全員賛成ですので、議案第3号「農用地利用集積計画の決定について【貸借】」は原案のとおり決定いたしました。</p>
<p>議 長</p>	<p>次に議案第3号「農用地利用集積計画の決定について【所有権移転】」事務局より説明をお願いします。</p>



事務局	【 所有権移転 (中間管理) 受付番号 141番～142番 議案書をもとに朗読と説明】
議長	141番・142番の補足説明をお願いします。
21番	譲受人の〇〇さんに会って話をきいてきました。〇〇さんは勤め人だったんですが、退職しまして今春から農業に専従するということです。この土地ですが、〇〇さんが周りでアスパラを作っていて、一筆はアスパラを、もう一筆はズッキーニを作る予定で既に耕してありました。地域計画等の問題はないのでいいと思います。
議長	今回初めてということですが、皆さんこのやり方についてわからないことなどありますか。
4番	所有権移転ということですが、登記についても農業開発公社に一度所有権移転をしてそれから譲受人に所有権が移るということですか。譲渡人から譲受人に直接移るのではなくて。
事務局	はい。一度所有権は中間管理機構に移って、その2ヶ月後か3ヶ月後、登記が変わった後に再度この譲受人に移すという2段階の手続きをとると聞いております。
4番	どうしてそんな無駄なことをするのか。中間管理機構を利用することで補助金があるとか税制の何か特典とか何かあるんですか。
事務局	税制面とかそういったところにつきましては、農業開発公社が買うことで譲渡人の税額控除とか、あと譲受人の登記料の減免とかそういうところがございます。農業開発公社を介することでのメリットも農業者さんにはありますので、手続き上の無駄があるかもしれませんがメリットもあるというところでご理解をお願いいたします。 800万円の特別控除対象です。
議長	だから渡す方も受ける方もメリットがあるということです。
4番	買う方は関係ないけど、売の方が取得税800万円減免されるということですね。
事務局	そうですね、譲渡所得です。
議長	買う方も登記料の減免など安くなるんですよ。



<p>事務局</p>	<p>手続きに関しても、登記申請を代わりにしてくれるというところは手続き的にはメリットがあるのかなと思います。</p>
<p>議長</p>	<p>新しくなりましたので戸惑うところもあるかもしれませんが、これにのっとして進めてまいりたいと思います。疑問質問はその都度事務局に聞いていただければと思います。新しい方法が入りましたので、少しずつ慣れていっていただければと思います。よろしくお願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>それでは採決にはいります。</p>
<p>議長</p>	<p>議案第3号「農用地利用集積計画の決定について【所有権移転】」原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">(全員挙手)</p>
<p>議長</p>	<p>全員賛成ですので、議案第3号「農用地利用集積計画の決定について【所有権移転】」は原案のとおり決定いたしました。</p>
<p>議長</p>	<p>次に報告事項に入ります。 報告第1号「農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について」は、報告事項ですので、お読みいただいて何か質問があればお願いします。よろしいですか。それでは以上をもちまして、農地議案審議を終了いたします。</p>



以上をもって議事の顛末を記載し、議事録に相違ないことを証明するため署名します。

議事録署名人

議 長 \_\_\_\_\_ 沼田 浩子 \_\_\_\_\_

19番 \_\_\_\_\_ 小林 嘉之 \_\_\_\_\_

21番 \_\_\_\_\_ 廣川 順一 \_\_\_\_\_